

2019年2月19日

「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する緊急声明

2019年2月13日にとりまとめられた文化審議会著作権分科会報告書（以下、分科会報告書）では、私的使用目的でのダウンロードが違法となる対象範囲（現行著作権法30条1項3号・著作権法119条3項参照）を見直し、規制対象を著作物全般に拡大すること（ダウンロード違法化の対象範囲の見直し）が提言されている。

我々は、私的使用目的の複製に係る権利制限が、私的領域における情報収集の自由を確保する機能を有し個人の知的・文化的活動、さらには日本の産業を支える法的基盤となっていることや、なおクリエイターやネットユーザー等からの新たな懸念の声が生じている現状に鑑み、〔1〕ダウンロード違法化の対象範囲について、立法措置を図るに際しては、さらに慎重な議論を重ねることが必要であると考える。

そして、海賊版対策の緊急性に鑑み2019年の通常国会における法改正が行われる場合には、慎重を期する必要性からも、〔2〕少なくとも、民事的規制及び刑事罰のいずれについても、規制対象を被害実態の明らかになっている海賊版対策に必要な範囲に客観的な要件により限定し、刑事罰についてはその萎縮効果の大きさに鑑みて更なる限定を行うことが不可欠であると考える。

〔1〕文化審議会におけるダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての検討は、海賊版対策の緊急性に鑑み、実質的には2018年10月末からの約3か月間に5回の法制・基本問題小委員会（以下、小委員会）の開催という異例のスピードで行われた。

しかし小委員会における議論にも拘らず、なおクリエイターやネットユーザー等からの新たな懸念の声が生じており、法改正の前提となる立法事実、法改正が国民生活に及ぼす影響については、いまだ十分な検討がされているとはいえない。対象範囲を拡大する際の具体的な制度設計のあり方（特に民事的規制の範囲）についても議論が大きく分かれている状況である。また刑事罰の適用範囲についても、本来は、現行著作権法119条1項が著作権侵害行為一般を処罰対象としていることの是非も含めた検討が行われるべきものである。

拙速な法改正は、私的領域における情報収集の自由に対して過度の萎縮効果を及ぼすとともに、著作権制度の妥当性について国民の信頼を失わせるものともなりかねない。ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについては、なお検討すべき課題があり、立法措置を図るに際しては、さらに慎重な議論を重ねることが必要である。

そして、〔2〕立法府が実効的な海賊版対策を早急に実現する必要があると判断し、2019年の通常国会中に法改正に向けた検討が進められる場合には、その法改正は、あくまで被害が深刻な海賊版への対策に必要な範囲に限定されるべきである。海賊版対策に必要な範囲に限定し、国民の自由に対する過度の制約を避けるためには、少なくとも、民事的規制・刑事罰ともに、「原作のまま」及び「著作権者の利益が不当に害される場合に限る」との要件を定めることが必要であり、刑事罰についてはさらに悪質な行為に限定する等の謙抑的な対応が求められる。

[呼びかけ人]

高倉成男 明治大学知的財産法政策研究所長 明治大学専門職大学院法務研究科教授
中山信弘 東京大学名誉教授 明治大学研究・知財戦略機構顧問
金子敏哉 明治大学法学部准教授

[賛同者] (50音順)

青木大也 大阪大学大学院法学研究科准教授
安藤和宏 東洋大学法学部教授
石新智規 弁護士
生貝直人 東洋大学経済学部准教授
池村聡 弁護士
井出明 金沢大学准教授
伊藤雅浩 弁護士
井関涼子 同志社大学法学部教授
板倉陽一郎 弁護士
稲葉振一郎 明治学院大学教授
井上由里子 一橋大学法学研究科教授
岩隈道洋 杏林大学教授
上沼紫野 弁護士
江口清貴 一般財団法人情報法制研究所専務理事・国際大学 GLOCOM フェロー
愛知靖之 京都大学大学院法学研究科教授
海老澤美幸 弁護士
岡本健太郎 弁護士 神戸大学大学院客員准教授
大塚理彦 大阪工業大学大学院知的財産研究科教授
大野幸夫 明治大学名誉教授
大屋雄裕 慶應義塾大学法学部教授
奥田洋平 弁護士
香月啓佑 一般社団法人インターネットユーザー協会 事務局長
加藤尚徳 一般財団法人情報法制研究所研究員
鐘ヶ江啓司 弁護士
樺島榮一郎 青山学院大学地球社会共生学部准教授
川濱昇 京都大学大学院法学研究科教授
河島伸子 同志社大学経済学部教授
菊間千乃 弁護士
城所岩生 国際大学 GLOCOM 客員教授・米国弁護士
木下昌彦 神戸大学大学院法学研究科准教授
クリエイティブ・コモンズ・ジャパン (特定非営利活動法人コモンズフィア)
クロサカ タツヤ 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授

小嶋崇弘	中京大学法学部准教授
小島立	九州大学大学院法学研究院准教授
小寺信良	一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事
齊藤尚男	京都大学博士課程 弁理士
潮海久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
志賀典之	常葉大学法学部専任講師
穴戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
柴田潤子	香川大学法学部教授
庄司昌彦	国際大学 GLOCOM 准教授
白田秀彰	法政大学社会学部准教授
梶山敬士	弁護士
杉光一成	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
鈴木正朝	新潟大学教授・理化学研究所 PI・一般財団法人情報法制研究所理事長
鈴木將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
高木浩光	一般財団法人情報法制研究所 理事
高橋有理可	一級知的財産管理技能士（ブランド専門業務、コンテンツ専門業務）
武生昌士	法政大学法学部教授
辰巳直彦	関西大学法学部教授
谷川和幸	福岡大学法学部准教授
玉井克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授・信州大学経法学部教授
田村善之	北海道大学法学研究科教授
津田大介	早稲田大学文学学術院教授、ジャーナリスト
鶴巻暁	弁護士
寺田麻佑	国際基督教大学准教授・理化学研究所客員研究員
寺田眞治	慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
徳丸浩	E Gセキュアソリューションズ株式会社代表取締役社長
永井幸輔	弁護士、特定非営利活動法人コモンズフィア（Creative Commons Japan）理事
中川裕志	理化学研究所 革新知能統合研究センター
中川隆太郎	弁護士
中山一郎	國學院大學法学部教授
夏井高人	明治大学法学部教授
成原慧	九州大学大学院法学研究院准教授・理化学研究所客員研究員
八田真行	駿河台大学経済経営学部准教授
平澤卓人	弁護士
平嶋竜太	筑波大学ビジネスサイエンス系（大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻）教授
平林健吾	弁護士
藤森純	弁護士
藤本由香里	明治大学国際日本学部教授 日本マンガ学会理事

前田健 神戸大学大学院法学研究科准教授
丸橋透 明治大学法学部教授
水野祐 弁護士
宮本久仁男 会社員
宮脇正晴 立命館大学法学部教授
本山雅弘 国士館大学法学部教授
森亮二 弁護士
山神清和 首都大学東京法学部教授
山口貴士 弁護士
山根崇邦 同志社大学法学部准教授
山本一郎 一般財団法人情報法制研究所上席研究員
湯淺壘道 情報セキュリティ大学院大学教授
吉田悦子 大阪大学知的基盤総合センター特任研究員
吉田広志 北海道大学大学院法学研究科教授
和久井理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授

以上、計 84 名、1 団体

(2019 年 2 月 19 日 14 時 30 分)賛同者の記載順・肩書の記載に誤りがありましたため、修正をさせていただきます。